○国土交通省告示第千五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島市笹谷字下釜二五番一から同市笹谷字古前原一九番一まで	前	最大 三九六 最小 三九	九〇四
	後	最大 三六八 最小 三三	

○国土交通省告示第千五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	福島市笹谷字下釜一〇番一から同市笹谷字古前原三三番一まで	平成二十八年九月十一日十五時

○国土交通省告示第千五十二号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月九日

国土交通大臣　石井　啓一

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一高速自動車国道東北縦貫自動車道の項中「福島西インターチェンジ」の下に「、福島ジャンクションと東北中央自動車道相馬尾花沢線との接続部」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年九月十一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十三号

サンルダムの建設に関する基本計画（平成七年建設省告示第千五百十三号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十八年九月九日

国土交通大臣　石井　啓一

6(1)中「約528億円」を「約559億円」に改める。

7中「平成29年度」を「平成30年度」に改める。

○海上保安庁告示第四十二号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月九日

海上保安庁長官　中島　敏

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示（平成二十八年海上保安庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

表期間の欄中「同年九月十五日」を「同年九月九日」に改める。

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二)　道路の区域

区間	変更別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福島市笹谷字下横堀一七番四から同市大笹生字月崎一四番一まで	前	一一・五〇～一三一・三五	一・四〇〇
	後	一一・五〇～一一三・三六	一・四〇〇

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東北中央自動車道相馬尾花沢線	福島市笹谷字下横堀一七番四から同市大笹生字子畑一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月十一日十五時

○東北地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画及び八郎潟都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年二月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之